

# 大阪 あーかいぶず

archives(あーかいぶず)とは、英語で記録資料・文書館という意味です。

## 目 次

アーカイブズは人類共通の遺産(大阪府公文書館館長村田茂)...	1 頁
第5回内国勧業博覧会と明治大阪の発展.....	2 頁
「明治時代の大阪」展示にあたって.....	5 頁
平成20年度公文書館アーカイブズ・フェアのお知らせ.....	9 頁
平成20年6月の特別展をふりかえって.....	10 頁

第42号 平成20年9月

大阪府公文書館発行

## アーカイブズは人類共通の遺産

大阪府公文書館館長 村田 茂

今年、国際公文書会議(ICA)(1948年6月9日、ユネスコの支援を得て設立)の設立60周年にあたり、ICAでは、6月9日を「国際アーカイブズの日」とし、加盟各国において、記念行事等の開催を呼びかけられました。

わが国では、6月9日、東京都において、全国の公文書館等の館長やわが国の主要なアーカイブズ関係団体等約150名が一堂に会し、「国際アーカイブズの日」記念日本大会が開催され、私も参加しました。

そして、この記念大会において大会アピールが採択され、参加者は次の認識を改めて共有しました。

- ・ アーカイブズは、人類共通の遺産として、後世に伝えられねばならないものである。
- ・ アーカイブズは、過去を直視し、将来を見通すものである。
- ・ アーカイブズは、次世代の国民へ説明責任を果たすためのものであり、民主主義の基盤である。
- ・ アーカイブズは、国や地方自治体のみならず、広く民間の記録を含むものである。
- ・ アーカイブズを保存し、広く一般の利用に供することが、アーカイブズ関係機関の任務であり、アーキビストの使命である。

また、大阪府公文書館では、「国際アーカイブズの日」制定記念として、特別展「私鉄大阪の形成と実業

家たち」を6月9日(月)から27日(金)まで開催しました。路線の申請等に関する公文書等、普段見ることのできない資料や、私鉄と開業当時の社会状況の関係がわかるように、当館所蔵の写真等貴重な資料を展示し、会期中に155名の方が来館されました。

わが国のアーカイブズの現状は諸外国に比べ、不十分といわざるを得ない現状ですが、国においては、民間公共を問わず、記録管理の重要性が高まる中、福田内閣総理大臣が今年1月18日の第169回国会施政方針演説で「年金記録などのずさんな文書管理は言語道断です。行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します。」と述べられました。

また、2月には公文書管理担当大臣が任命され、3月から担当大臣の主宰する「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が精力的に開催されるなど、来年1月の通常国会での公文書管理法(仮称)の制定を目指した力強い動きが続いております。

ところで、当公文書館は昭和60年11月に、この大阪市住吉区帝塚山の閑静な住宅街の一画に設置され、行政文書をはじめとする歴史的文化的価値のある文書・資料の収集を体系的に収集保存しておりますが、

登録点数は 14 万 832 点（平成 20 年 8 月末現在）に及んでいます。

そして、当館は大阪府域におけるアーカイブズ（記録資料・文書館）の中核施設・専門施設として、所蔵資料の閲覧、アーカイブズに関する調査研究・調査相談（レファレンス）、展示会・各種講座の開催、館報「大阪アーカイブズ」の発行などの業務を行っています。

すでに当館は開設以来 20 年あまりが経っており、多くの府民の方に直にご利用いただく機会が少ないということがあります。

アーカイブズ・フェアは、多くの皆様に当館を知っていただくとともに、アーカイブズ（記録資料・文書館）に親しんでいただくことを目的に、平成 18 年度からはじめたもので、平成 19 年度については、「大阪の社会福祉の歴史」をテーマに展示会・各種講座を開催し、多数の参加を得ました（期間中の来館者数は 1590 名、講座の受講者数は 515 名）。

今年度は、10 月 1 日（水）から 11 月 27 日（木）まで約 2 ヶ月にわたって、「公文書館所蔵資料にみる明治の大阪」をテーマに開催を予定しています。

フェアの内容ですが、展示会と各種講座に大別されます。

また、各種講座も、主として当館の企画立案による「歴史講座」及び当館所蔵の古文書を解説する「古文書講座」と外部の研究者の協力による「特別講座」に分かれます。特別講座は外部の関係機関や研究者の主体的参加を求めることで、フェアが多様で幅広いものになり、参加者の満足度の高いものになることを企画したものです。

おりしも、本年は、明治維新から 140 年が経ちますので、大阪の歴史の宝庫として利用者に親しまれるものにするよう企画する所存です。是非、このアーカイブズ・フェアを契機に多数ご来館いただき、人類共通の遺産であるアーカイブズに親しまれますようお願いいたします。

## 第五回内国勸業博覧会と明治大阪の発展

### はじめに

明治時代の大阪を振り返る上で欠かせないのが、明治 36（1903）年の第五回内国勸業博覧会の開催です。この博覧会こそ明治大阪の復活劇のハイライトともいべき一大イベントでした。

江戸時代の大阪は「天下の台所」と呼ばれ、商業都市として日本経済の中心的地位にありました。しかし、近世の中期以降、江戸やその他の地方都市の発展にもなってその相対的地位は次第に低下していきました。さらに、明治維新とそれにつづく戊辰戦争は大阪を混乱に陥れました。維新政府は大阪商人に対して多額の御用金を賦課するとともに、藩債の切り捨てなどを実施し、大阪の経済は大きな打撃を蒙りました。加えて、明治政府の中央集権的政策は東京への一極集中をもたらし、大阪の興隆は過去のものとして扱われるようになっていきました。

これに対して、大阪では実業家たちが中心となって巻き返しを図っていきました。五代友厚や藤田伝三郎など、明治政府との繋がりが深い藩閥出身者、住友家や鴻池家といった近世以来の名家、さらに明治に入って新たな事業へと挑戦した従来からの大阪商人など、様々な背景を持つ実業家たちがいました。これら実業家たちの活躍によって、大阪では紡績業を中心に多様な産業が興隆し、工業都市として再び勃興することになりました。

こうした中で開催されたのが第五回内国勸業博覧会でした。博覧会は、これまでのものと比べて規模や入場者数などあらゆる面で最大となり、大成功を収めました。そして、これによって大阪の復活を自他ともに印象づけることになったのです。内国博覧会に関してはこれまで多くの記述があります。そこで、今回は大阪の博覧会の特徴を中心に、その時代状況を見てみたいと思います。

### 内国勸業博覧会と日本の近代化

はじめて内国勸業博覧会が開かれたのは、明治 10（1877）年でした。開催地は東京上野公園で、8 月 2 日から 11 月 30 日までの 102 日にわたる開催期間中に、45 万人が来場しました。この博覧会開催の契

機は、日本としてはじめて参加したウィーン万国博覧会（明治 6 年）の体験でした。海外における最先端の技術を駆使した物産が一堂に会する博覧会は、西洋の文明を取り入れて近代化を目指す明治政府にとって大変刺激的なものでした。もっとも、当時の日本の貧弱な国力や財政では大規模な博覧会を催すこと、まして世界の列強を招致する万国博覧会を開催することはとてもできませんでした。そこで考えられたのが、国内の物産を収集、展示する内国勸業博覧会でした。

この内国博覧会の特徴は、政府主導の国内産業の育成という点にありました。明治政府は、「富国強兵」をスローガンに近代化を進めていきますが、そこには列強による日本の植民地化という危機感がありました。そこで、列強の脅威に対抗するために、国内産業を育成して強い軍隊を備えることが必要だと考えられました。内国博覧会もまたこうした政策の一環でした。政府は、博覧会の開催によって農工業の奨励とその知識や技術の普及を促進し、海外でも通用する日本製品を生み出し、その結果として輸出貿易の拡大を企図していました。また、国内に限ったのは、財政的な制約とともに列強に頼るべきではないという側面もありました。そこには、海外製品の流入から国内産業を保護しようという考えがありました。したがって、博覧会の内容は極めて実業的なもので、娯楽などの要素はほとんどありませんでした。また、外国が招致されることもなく、海外からの出品もありませんでした。

こうして内国勸業博覧会はその形を整え、第一回から第三回までは東京上野で開かれました。第三回は来場者が 100 万人を超えるものとなり、第四回ははじめて東京を離れて京都で開催されました。

### 第五回内国勸業博覧会の開催

明治 28（1895）年、日本は日清戦争に勝利し、下関条約が締結されました。大国清に勝利し、はじめて植民地を獲得した日本は、世界の列強の仲間入りを果たしたと自認するようになりました。経済においても、戦争景気に湧き企業ブームが起こり、鉄道業を中心に銀行や紡績業などが数多く設立されました。大阪では阪鶴鉄道〔現 JR 福知山線〕（明治 28 年設立）、浪速鉄道〔現 JR 片町線〕（同年）、西成鉄道〔現 JR 環状線の一部〕（同 31 年）、南海鉄道〔現南海本線〕（同 33 年）などが開業しま

した。また、紡績業も著しい成長を遂げ、明治 28 年における総錠数は 22 万錠を超えて、全国の 4 割を占めるまでになりました。この時期、大阪はイギリスの工業都市に例えられ、「東洋のマンチェスター」と呼ばれるようになりました。こうした中で、第五回内国勸業博覧会の開催の話が持ち上がります。

第五回の内国博覧会は、もともと明治 33（1899）年に開催される予定でしたが、翌年にパリ万博が控えていることもあって延期されることになっていました。しかし、前回の招致に失敗していた大阪は、実業家たちを中心に明治 31 年の時点から活動を開始しました。大阪商業会議所会頭の土居通夫は、貴、衆両院の議長に対して「明治参拾五年ヲ以テ内国勸業博覧会ヲ大阪ニ開催センコトヲ希望スル請願書」を提出し、翌年に第五回内国勸業博覧会期成同盟が結成されると、その会長に就任して招致活動を行いました。大阪市会も、この年の 1 月に博覧会開催に関する調査委員を指名し、翌月にはその報告に基づいて内国博覧会の誘致を正式に決定しました。

このとき、誘致運動には開催経験のある東京の他に、新たに名古屋も名乗りをあげていましたが、前回開催のときに「三府輪環開設ノ儀」として、東京、京都、大阪の三府による持ち回り開催が閣議決定されているとして、大阪での開催が決定しました。

### 第五回内国勸業博覧会と大阪

第五回内国勸業博覧会は、明治 36（1903）年の 3 月 1 日から 7 月 31 日までの 153 日間にわたって開催されました。大阪市南区天王寺今宮の本会場の他に、堺市大濱公園に水族館が設けられました。この天王寺と堺の両会場は南海鉄道によって結ばれていました。

第五回博覧会は、商業都市大阪での開催ということもあって数多くの出品が見られました。美術工芸の部ではその出品数の多さから審査によって数を絞るほどでした。また、工業の部における出品数の増加は、日本が着実に工業化の道を歩んでいることを示すものでした。なかでも大阪を中心とする紡績業の発達は顕著で、品質の面でも向上していることを示しました。

また、こうした実業面での展示ばかりでなく、娯楽の要素を数多く取り入れたのも、大阪らしさを表すも

のでした。博覧会期成同盟から改編された協賛会（会長に住友吉左衛門）は、余興催しものを取り入れることによって、歓楽場としての博覧会の一面を作り出しました。イルミネーション、ウォーターシュート、メリーゴーランド、花火、動物園、相撲興行など 30 にも及ぶ余興が行われ人々を惹きつけました。とりわけ夜間開場のイルミネーションは人気を博し、11000 個にも及ぶライトが暗闇の中に宮殿を映しだした光景に多くの人々が感動しました。

さらに、第五回博覧会では参考館が設置され、はじめて海外からの出品が行われました。日清戦争の勝利によって得た植民地台湾のからの出品があり、他に 14ヶ国 18 の地域から出品がありました。カナダやアメリカ、ドイツなどは独立の展示館を開設しました。このとき、明治 30 年から始まった大阪港第 1 次修築工事が進み、築港大棧橋が完成し、この築港棧橋から花園橋までの間を市電が結びました。この築港線は公営では初の電気鉄道でした。加えて、外国人が多数来場することを予測して設備の整ったホテルが建設されるとともに、ガイドなどの通訳も設置されました。大阪は、日本の商都から海外貿易の拠点として国際都市の風格を備えるようになりました。

一方、博覧会の華やかさの陰に、都市下層民社会の問題は覆い隠されていきました。近世以来、大阪では過密人口を抱える都市問題が存在していました。日清戦争以後、大阪が工業都市として大きな成長を遂げると、多くの労働者が流入するようになり、市内に貧民街が形成され、都市下層民社会の問題はより深刻化していました。こうした中で博覧会開催が決まると、会場周辺の貧民街は強制的に整理されましたが、その問題解決は一時的なものでしかありませんでした。貧民救済の問題に、本格的に光が当てられるのは、第一次世界大戦後の大正時代まで待たなければなりませんでした。

### おわりに

第五回内国勸業博覧会は、来場者数 530 万人を超え、これまでの博覧会をはるかに凌いで大成功のうち終わりました。大阪ではこの開催に向けて、インフラが急速に整えられ、日本の商都から世界の商都へと発展し、国際都市としての設備が整えられました。また、

博覧会開催によって多くの人々が大阪に足を運び、その経済効果は大阪のさらなる発展の起爆剤となりました。同時に、この博覧会の開催を通じて、日本は新興の帝国としてその存在を内外に示しました。博覧会の成功は、明治政府の発展成長を最優先とする近代化政策の成功を証明するものでした。

博覧会の翌年には日露戦争が始まり、日本はこれに勝利します。この勝利によって、欧米列強による日本の植民地化という危機は完全に取り去られ、明治政府の「富国強兵」という政策課題はようやく達成されました。その後、第一次世界大戦を経て、世界は帝国主義の時代から国際協調への時代へと移り、国内では大衆社会が出現し、大正デモクラシーの時代を迎えることとなります。日本の近代化という課題を担った内国勸業博覧会は、以後開かれることはなく、その役目を終えました。第五回内国勸業博覧会は、明治大阪の復活の象徴であると同時に、明治日本の近代化の集大成でもありました。（大阪府公文書館 矢嶋光）

### 参考文献

- ・第五回内国勸業博覧会協賛会編『大阪と博覧会』（明治 35 年）
- ・猪谷善一編『大阪商工会議所史』（昭和 16 年）
- ・新修大阪市史編纂委員会編『新修大阪市史』6 巻（平成 6 年）
- ・松田京子『帝国の視線 - 博覧会と異文化表象 -』（吉川弘文館平成 15 年）
- ・國雄行「内国勸業博覧会の基礎的研究 - 殖産興業・不平等条約・『内国』の意味 - 」「日本史研究』375 号（日本史研究会、平成 5 年）
- ・國雄行「第五回内国勸業博覧会と大阪」『文化国際研究』9 号（東京都立短期大学文化国際学科研究委員会、平成 15 年）



## 「明治時代における大阪」の展示にあたって

明治時代初期には、「富国強兵」(殖産興業政策による工業化と軍事国家・強兵政策)のスローガンの下、急激かつ徹底的な諸改革が行われました。特に、欧米先進資本主義諸国が帝国主義段階に入っていた国際情勢のなかでは、早急に近代国家としての体裁を構築しなければ、他のアジア諸国同様、植民地化という危機的状況が存在しました。そのため、中央政府は「上からの近代化」を急速かつ強力に推し進めます。その結果、明治 40 年頃には、「戦前日本近代国家の統治構造の法構造が、ほぼ完成」します。明治時代に戦前日本の基本的構造は完成するのですから、明治時代を学ぶことは、近代日本の国家構造を把握することといえます。

本稿では、「明治時代における大阪」展示開催にあたり、「明治時代」の歴史について、簡単に振り返ってみたいと思います。

### 明治初期の諸政策 日本近代化にむけて

明治維新後、新政府が、近代化を達成するための諸政策を行うためには、江戸時代以来の封建体制を打破し、中央集権的支配体制を構築しなければなりません。そのため、明治 2 (1869) 年版籍奉還 明治 4 (1871) 年廃藩置県を経て、諸藩を解体し、府県という地方行政区画を設置します。以後、中央政府による近代化のための諸政策が全国的・画一的に進められていきます

以下では、まず、その代表的な政策として、明治 5 (1872) 年学制、明治 6 (1873) 年徴兵令、地租改正の 3 つを簡単に見てみましょう。これらの政策は、「富国強兵」政策の基礎として重要な政策であります。

徴兵令は、国民皆兵制度を樹立するもので「強兵」のための重要な政策です。江戸時代には、士・農・工・商という身分・家職が存在し、支配者として行政・司法・立法を行う武士が軍役の義務を負い、被支配者としての農・工・商は、農業・工業・商業に専念して、諸税(本途物成・小物成など)負担の義務を課されましたが、徴兵されることはありませんでした。明治 6 (1873) 年の徴兵令は、農・工・商にも軍役の義務を課するものでした。

地租改正は、中央政府が諸政策を進める財源を確保

するための全国統一的租税制度を構築するものでした。上述のような徴兵制度をはじめ、諸政策を推進する上で、財源が必要なことはいうまでもありません。既に財政破綻していた幕府・諸藩の領土をそのまま引き継いだ新政府にとって、「富国強兵」のための財源確保は大きな課題でした。そこで、地租改正によって、土地(田・畑・宅地)の地価を確定し、地価の 3 % を地租として、現物ではなく貨幣で徴収することにしました。この結果、江戸時代のような、各年の豊・凶によって変動する不安定な財政基盤ではなく、全国統一的・安定的な租税制度が構築されました。しかし、地租の課税標準である地価の設定に、政府の裁量が大きく働いたことは注意しなければなりません。国家財源の確保を第一義とし、納税者負担の公平化は二の次として、地租総額が政府の目標額に達するような地価の算定が行われたのです。3 % という税率自身、地租としては高率のものでした。

その結果、農村では、従来と同様、あるいはそれ以上の負担を強いられたのです。この負担は、既述の徴兵令によって一層増大されます。というのも、徴兵対象者である健康な男子は、農村にとって一家の重要な働き手=労働力であり、徴兵は労働力の減少を意味するからです。近世を通じて小家族化が進んでいた農村では、労働力の減少は特に大きな問題となりました。

さらに、農村の負担に拍車をかけたのが「学制」です。「学制」は、就学年齢に達した子どもの就学義務を課すもので、「富国強兵」政策の重要な要素です。教育は、日本経済の進歩と近代軍隊の基盤として必要なのです。「学制」制定以降、子どもの就学が強制されますが、明治初年には、各地域でかなりの割合で就学拒否が見られました。その理由は、就学児童もまた、農村にとって、農作業や子守など、一家の重要な労働力だったからです。特に農作業の時間帯に子どもが就学することは、人手不足の農家に深刻なダメージを与えました。しかも、学習内容自体、当時の農村生活の実益を伴わないものでしたし、学費の負担も家計に重くのしかかり、生活に大きな打撃を与えました。

このように、明治初年に推進された 3 つの政策は、農村の人々に二重苦三重苦を強いました。明治初期の国家の財政収入の 7 ~ 8 割は地租収入でしたので、そ

れを財源として行われた「富国強兵」政策は、そのような農村の人々の犠牲の上に実施されたのです。

そのため、明治初年から 10 年代にかけて、徴兵忌避・就学拒否に加え、学制、徴兵令、地租改正反対一揆が全国各地で発生しました。これら民衆一揆に加え、土族反乱や明治 11 (1878) 年西南戦争、そして自由民権運動など、反政府闘争の気運が高まります。

### 明治政府の諸政策と地方制度改革

こうした反政府闘争の気運に直面した政府は、諸政策の推進基盤であった地方制度を改正します。あらゆる諸政策は、最も、一般民衆に根ざした行政区画である地方制度を通じて行われます。いわば、地方制度は国家による民衆統治の基礎なのです。上述の三つの諸政策の推進基盤であった、大区・小区制は、民衆の伝統・慣習を否定し、強圧的に諸政策を推進する性質を持っていました。そのため、大区・小区制度への民衆の不满が醸成されていたのです。そうした不满に加えて、既述のような、農村の負担の増大が加わり、民衆の不满が頂点に達し、暴発したのです。そこで、民衆の伝統・慣習に配慮を示しつつ、「富国強兵」政策を安定的に推進すべく、地方制度改革が行われます。

政府は、西南戦争鎮圧後の明治 11 (1878) 年末、  
「三新法体制」(一般に、郡区町村編制法、府県会規則・地方税規則の三法、およびその関連法令を中軸とする国家体制・地方統治体制のこと)  
という新しい地方制度を構築します。これによって、まず、府県 郡(区) 町村という行政区画が設けられ、中央政府(内務省)を頂点とする、府・県(知事・令) 郡・区(郡・区長) 町・村(戸長)という地方行政官僚機構が整備・強化されました。その一方、府県会を設置し、一定の有産者の代表者を府県会議員として、府県行財政に参加させるなど、一定の「自治」を認めました。換言すれば、中央政府の行政方針を地方末端の町村(民衆)にまで浸透させるために、中央集権体制を強化する一方で、府県会(地方議会)設置による、民衆の不满の捌け口を設けることで、安定的な地方統治を実現しようとするものでした。

しかし、政府の意図に反して、明治 10 年代には、自由民権運動が昂揚し、府県会は府知事・県令と民衆代表者たる府・県会議員との抗争の場となります。そこで、三新法体制の修正を試みた政府は、府県会の権限を圧殺し、府知事・県令、郡(区)長の権限を拡大、

強化しつつ、町・村戸長ら農村富裕層の権力機構への取り込みを図っていきます。また、明治 14 年頃から松方デフレ政策も、農民層分解による自由民権運動の基盤の崩壊をもたらし、次第に自由民権運動は衰退し、日本近代化に向けての諸政策が、中央政府によって一層強力に押し進められていきました。

### 帝国憲法の発布と地方制度の構築

ちょうど民権運動が昂揚したのと同じ頃、政府部内でも、憲法制定に向けた二つの見解が存在していました。一つは、伊藤博文・井上馨ら、「他日機会をみて、天皇から憲法を与えるべき」とする見解、もう一つは大隈重信ら、自由民権運動側の意見を反映した「イギリス流の議院内閣制をとることを主張する」見解です。しかし、明治 14 (1881) 年には大隈が参議を罷免され、犬養毅、尾崎行雄ら大隈一派が一斉に辞任、追放され(「明治 14 年の政変」)、わが国の国家路線は、プロイセン流へと転換していきます。そして、その方向性で、諸機関の拡充、強化が進められました。例えば、参事院の創設や内務省の内政機関としての整備、強化などです。さらに、明治 18 (1885) 年には、律令制以来の太政官にかわり内閣制度が制定され、内閣が国政の事実上の最高意思決定機関となります。そして、明治 22 (1889) 年に、「外見的立憲主義の憲法」といわれる大日本帝国憲法が発布され、翌 23 (1890) 年に第一回衆議院議員選挙が開催されます。

ここで注意しなければならないのは、憲法発布・国会開設に先立って、明治 21 (1888) 年に、市制・町村制(地方制度)が公布されたことです。これは、山県有朋はじめ政府官僚層が、憲法制定および国会開設前に、中央政府の強大な監督の下、確実な支配体制を地方に構築することを目的としたためです。本来、憲法制定および国会開設後、国会の議決に基づき、地方「自治」制度が制定されるべきですが、山県らは、政党勢力が地方行政に介入することを極度に嫌ったのです。明治 23 (1890) 年には府県制・郡制(地方制度)も急いで制定され、明治 32 (1899) 年には改正府県制・郡制が制定されます。明治 44 (1911) 年には、市制・町村制が全面改正され、市町村住民に対する中央政府・官僚制支配はいっそう強化され、日本近代国家の地方統治機構の法構造が完成します。この市制・町村

制および府県制・郡制は、戦前を通じて、日本の基本的地方制度として機能します（郡制は大正 13〔1924〕年に廃止）。

### その他の諸制度・諸機関の整備

次に、財政の問題について見ておきたいと思います。明治初年には、地租が国家の主要税源で、地租附加税が地方（府県）の主要税源とされていました。地租改正では、地価 3% が国税（地租）、地租 1/3 が地方税とされ、明治 11（1878）年の地方税規則では、地租 1/5（地租は明治 10 年に地価の 2.5% に下げられた）のほか雑種税・営業税・戸数割が地方税源とされます。このように、地方税は基本的に国税附加税を主要財源とし、いくらかの独立税源を与えられていましたが、明治 27（1894）年からの日清戦争の勝利によって、大きな影響を受けます。日清戦後、台湾の植民地経営などの戦後経営や軍備拡張など、国家の財政支出は急激に拡大し、国家財源の確保が急務となりました。そのため、明治 29（1896）年国税営業税が創設され、営業税は地方税から国税へ移管されました。また、明治 37（1904）年からの日露戦争に際しては、戦費調達のため、明治 37・38（1904・1905）年に、非常特別税法が制定され、臨時的（「平和克復の翌年末日まで」という時限立法）な国税の大増税が行われました。この国税の大増税に伴う国民負担を軽減するため、国税附加税＝地方税への厳しい制限が課されました。日露戦後も、国家の財政支出は加速的に増大し、臨時的であるはずの非常特別税法も恒久化されます。そして、明治 41（1908）年「地方税制限二関スル法律」によって、地方税に対する厳しい制限が若干緩和されたものの継続され、地方は厳しい財政状況を迫られることとなります。このように、国家財源の確保は、地方財源の犠牲の上に成り立っていたのです。ともあれ、こうして明治 40 年頃には、税制の面における日本の戦争国家としての体制も整備された、といわれます。

次に、軍隊について見てみましょう。明治 5（1872）年徴兵令によって徴兵軍隊が設置され、明治 11（1878）年に参謀本部が設置されました。この結果、参謀本部が独立し、統帥権の独立が次第に構成されていきます。さらに、憲法発布後の内閣制度改正によって、内閣総理大臣（以下、首相）の権限が弱まり、軍部

（陸海軍大臣を介しての）の発言力が強まります。さらに、明治 33（1900）年には軍部大臣現役武官制が確立され、その傾向は一層強まり、軍部の行財政への発言力が一挙に高まります。明治 40（1907）年「公式令」制定に伴う内閣官制改正によって、首相の権限が拡大強化され、首相（文官）が軍部を制約（軍事命令に対する首相の副署を要するという形）＝文民統制をすることができ、可能性が広がりましたが、山県をはじめ軍部は抵抗しました。彼らは、全く根拠法令のない「軍令」を制定し、軍機、軍令に関する軍事命令には首相の副署を要しないという「軍令」第一号を出します。この結果、陸海軍大臣の副署のみで勅令が出せることとなり、文民統制の道は絶たれることとなりました。こうして、参謀本部設立以来の統帥権の独立の動きは決定的となり、軍部の独断専行が国家政策を引きずっていく、戦前日本の国家の法構造の特徴が構築されたのです。

次に、近代日本の警察制度について見てみます。「日本警察の父」といわれる川路利良は、日本の近代警察制度の骨格を作りました。川路は、フランスの警察制度に学びましたが、その理由は、フランスの警察制度が、「体制の破壊に結びつくあらゆる思想や行動の弾圧、検閲制度の強化、尾行・盗聴、密告の奨励、私服・密偵」により有能で強力なものであったからです。「日常生活の毛細血管の管理を目的」とし、「より多くイデオロギーに介入し、支配する」警察制度は、秩序維持＝国家の安寧にとって重要な要素でした。

明治 6（1873）年、内務省が設置され、内務省直属の警察機構が創出されると、各地方警察署に人員を集中して設置する方式（＝集兵警察制度）が構築され、警察組織は、民衆闘争や自由民権運動の弾圧・抑圧に大きな力を発揮しました。しかし、「明治 14 年の政変」は、山県・清浦奎吾を中心とする、プロイセン型警察制度への転換を進めました。明治 19（1886）年 7 月、地方官官制改正によって地方警察制度は改められ、各府県警察を府県知事が総理し、各府県内の郡区に警察署を置き、町村に巡查駐在所を設ける、いわゆる「散兵警察」方式が出現します。これは、自由民権運動など反政府運動が沈静化し、治安が比較的安定してきたことに加え、地方制度と対応した警察支配体制を構築しようとするものでありました。この改正によって、

地域社会の末端にまで、警察権力が介入する体制が整備され、内務大臣（政府・内務省） 知事・警察本部（府県） 警察署（郡・区） 駐在所（町村）という中央集権的な警察機構が整備されます。

近代日本の警察は、「刑事犯罪の捜査と犯人逮捕を担うもの」より「権力が推進する新たな秩序を創出する強制力」としての機能を担う権力装置となりました。「警察のあり方を問うことは、国家のあり方を問うことである」といわれますが、上述のような、近代日本の警察のあり方は、戦前日本の国家のあり方を顕著に示すもの、といえるでしょう。

### おわりに

以上、見てきたように、明治時代には「戦前日本近代国家の統治構造の法構造が、ほぼ完成」します。そして、大正・昭和戦前期に実施される諸改革は、さまざまな社会経済的状况の変化に対応して、明治時代の国家体制を修正するものでした。つまり、戦前日本の国家体制は、明治国家体制の枠組みを基準としていたのです。このような意味において、明治時代は、日本史上、極めて重要な時代であり、明治時代史を紐解くことは、近代日本の歴史的事象の基礎を把握することにつながるのです。

周知のように、日本近代は、大きな転換を我が国にもたらした時代です。そして、我々の曾祖父母、祖父母、父母の世代は、その転換を体験し、日本の戦後復興を支えてきました。それは、決して明るいものだけではなかったでしょう。むしろ、この転換がどのようなものであったのかは、歴史的事実が顕著に示しています。現代の我々は、それらの人々の労苦と努力の上に立って生きています。

私は、「歴史」とは、我々の曾祖父母・祖父母・父母などの生きた証であり、我々に残してくれた遺産であると考えています。現代に生きる我々は、曾祖父母、祖父母、父母の体験に思いをはせ、その労苦を偲び、その努力に感謝し、その想いを、現在・未来に活かしていかなければなりません。それが「歴史を学ぶこと」ではないでしょうか。現代に生きる我々は、歴史に名の残っている人間だけではなく、歴史には名は残ってはいなくとも、一生懸命に生きてきた人々一人ひとりの喜び・悲しみを、歴史から読み解く必要があります。

当館で開催する、展示・講座が、皆様が歴史に触れ合い、興味を抱いていただけるいささかのきっかけになりますならば、これに優る慶びはありません。

（大阪府公文書館 矢切 努）

### 参考文献

- ・坂野潤治『明治憲法体制の確立』〔東京大学出版会、1971〕
- ・宮本憲一『地方自治の歴史と展望』〔自治体研究社、1986〕
- ・由井正臣、大日方純夫『官僚制 警察』〔岩波書店、1990〕
- ・山中永之佑『日本近代地方自治制と国家』〔弘文堂、1999〕
- ・山中永之佑「日本近代法の展開と国家 公法史を中心に」『追手門経営論集』第6巻第2号、2000年。
- ・坂野潤治『明治デモクラシー』〔岩波書店、2005〕

### 【レファレンス便り】

これまでに、皆様から当館に寄せられたレファレンスと回答の一部を紹介します。

#### Q.「地形図」を閲覧したい。

A.当館では、測量年が昭和36年、45年、55年、60年、平成5年などの府内の地形図を所蔵しています。館内で閲覧いただけますが、ご都合の悪い方には複写郵送サービスもありますので、お問い合わせください。

#### Q. 府OBの祖父の遺した資料を寄贈したい。

A.寄贈いただいた資料は、大正から昭和にかけての府政に関する重要な資料を多数含んでおりますので、整理したうえで、皆様にご覧いただけます。

#### Q. 明治時代の府令（府の命令）を見たい。

A.府令は、『大阪府公報』に掲載されております。当館では、資料のデジタル化を進めており、『大阪府公報』については、明治21年1月（創刊号）からのものが当館HPにてご覧いただけます。

多くのレファレンスをいただき、本当にありがとうございました。公文書館では皆様からのレファレンスを心よりお待ちしております。

## 平成20年度大阪府公文書館アーカイブズ・フェアのお知らせ

## 【企画展】

テーマ 「公文書館所蔵資料にみる明治の大阪」

今から140年前、江戸幕藩体制から明治政府へと変革する中、慶応4年(1868)5月2日、大阪府が誕生し、同年9月8日には、“明治”と改元されました。その“明治”時代の大阪を当館所蔵資料で振り返ります。

とき

平成20年10月1日(水)～11月27日(木)  
午前9時15分～午後5時

(ただし、土曜日・日曜日・祝日・月末休館日を除く。)

ところ 大阪府公文書館 2階展示室

## 【歴史講座】

テーマ「公文書館所蔵資料にみる明治の大阪」

とき・講師

講座番号 平成20年10月6日(月)  
講座番号 平成20年10月20日(月)  
講座番号 平成20年10月27日(月)  
各回午後2時から午後3時30分まで  
の内容は同じ。いずれかをお選びください。

講師 矢嶋 光(当館専門員)

## 【古文書講座】

テーマ「古文書の解説」

とき・講師

講座番号 火曜日コース  
平成20年10月7日・14日・21日  
講座番号 水曜日コース  
平成20年10月8日・15日・22日  
講座番号 木曜日コース  
平成20年10月9日・16日・23日  
各回午後2時から午後3時30分まで  
の内容は同じ。いずれかをお選びください。

講師 松田 ゆかり(当館専門員)

## 【特別講座 第1回】

テーマ

「近世大坂三郷都市下層民対策 - 人権の視点から - 」

とき・講師

講座番号 A 平成20年11月5日(水)  
午後2時から午後3時30分まで

講師 田宮正彦氏(大阪歴史教育者協議会会員)

## 【特別講座 第2回】

テーマ

「続 与謝野晶子物語 - 源氏物語千年紀によせて - 」

とき・講師

講座番号 B 平成20年11月10日(月)  
午後2時から午後3時30分まで

講師 西真理子氏(与謝野晶子研究者)

## 【特別講座 第3回】

テーマ

「赤毛のアンが生きた時代の日本とカナダ  
- 児童文学から見る歴史の世界 - 」

とき・講師

講座番号 C 平成20年11月17日(月)  
午後2時から午後3時30分まで

講師 宇都宮浩司氏(帝塚山大学講師  
博士〔経済学〕日本カナダ学会正会員)

## 【特別講座 第4回】

テーマ

「なにわ言葉いろいろ」

とき・講師

講座番号 D 平成20年11月26日(水)  
午後2時から午後3時30分まで

講師 山本祐弘氏(郷土史研究者)

ところ 大阪府公文書館 3階会議室

募集定員 各回30名(先着順)

受講料 無料

申込方法

・往復はがきに住所、氏名(ふりがな)、電話番号、希望する講座番号(歴史講座：～、古文書講座～、特別講座：A～D)および返信用の宛名を明記の上、下記の住所あてにお申し込みください。

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東2丁目1-44

・インターネットより、当館ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/archives/> でお申し込みができます。

・携帯電話でもお申し込みできます。QRコード



募集締切日 講座開催日の1週間前までに必着。

